

第百八十四号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都立の工業高等学校」を「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」に改める。

第十二条第一項中「工業高等学校の工業化学科その他の」を「高等学校の工業に関する」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

